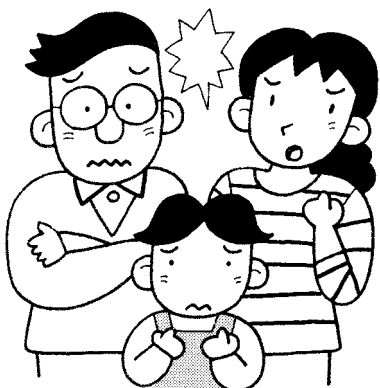


国民健康保険の都道府県単位化で保険料はどうなる？

今どきえ高すぎるのに
国の方針に従えばさらに

国保料(税)大幅値上げの危険

熊本市の国保世帯 Aさん家族の保険料は？



長男12歳、年収0円

妻三九歳、給与収入100万円、
所得金額35万円、基準額2万円

夫四〇歳、給与収入400万円
所得金額260万円、基準額23万円

◎2019年度熊本市国民健康保険料率
によるAさん家族の年間保険料
=47万8,967円

◎県が示した熊本市の標準保険料率
で計算すると…=51万3,105円

★現行の保険料より、3万4,138円
標準保険料率が高くなる。

もともとあまりに 負担が重い国保

国保料(税)は、協会けんぽや共済など、ほかの公的医療保険と比べてもあまりに高く、政府の試算でも協会けんぽの1・3倍、組合健保の1・7倍という水準です。国民の4人に1人が加入し、国民会保険制度の重要な柱を担うべき国保制度ですが、他の医療保険制度に比べて著しく不公平で、庶民に大変重い制度になっているのが現状です。

国保都道府県化のもと 更なる値上げの仕掛けが

ところがこの国保料(税)が、更なる大幅値上げの危機に直面しています。安倍政権は昨年度から「国保の都道府県化」をスタートさせましたが、今年度から、本格的に値上げの仕掛けが動き出そうとしています。

その仕掛けが、「標準保険料率」と呼ばれるものです。

熊本県が各市町村の 標準保険料率を公表

標準保険料率は、各市町村ごとの標準的な保険料水準を表すために、県が算定するものです。

熊本県は4月1日、県内市町村の標準保険料率を公表しました(県のホームページで確認できます)。仮に、標準保険料率に合わせて国保料(税)を改定した場合、大半の世帯で大幅に保険料が引き上げられることとなります。例えば右図のような熊本市在住のモデル家族の場合、現行保険料よりも3万4千円高い保険料となります。

市町村独自の減免制度 解消求める安倍政権

実際の国保料(税)額は各市町村が決めますが、あまりに高い保険料の負担軽減のため、低所得者、障がい者、子育て世帯など、それぞれの実情に合わせて独自の減免を行い、その財源として法定外繰り入れをおこなっているのが現状です。

これに対し安倍政権は「法定外繰り入れ解消」の号令をかけ、実際の国保料(税)を「標準保険料率」に合わせるよう求めているのです。いまでも高すぎる国保料(税)にさらに命と健康を脅かすこととなる値上げは、絶対に許されません。

強権的徴収へと 誘導する安倍政権

安倍政権は国保財政の運営責任を市町村から県に移し、国保料アップにつながる公費削減や、徴収率アップを進めた自治体に予算を重点配分する仕組みを導入しました。各市町村は否が応でも、強権的徴収へと駆り立てられることにならざるを得ません。

全国の中でも 滞納率高い熊本県

厚生労働省が4月に公表した、国民健康保険料滞納世帯の状況を見ると、熊本県は全国で3番目に滞納世帯が多い県となっています。高い保険料負担を不問にしたまま国の方針に従えば、滞納世帯への強権的徴収や、無慈悲な国保証の取り上げにつながりかねません。

高すぎる国保料(税)の値上げを抑え 引き下げることが可能です

山本のぶひろ県議は二月県議会で、公費を一兆円投入し、国保料(税)を引き下げるよう国に求める意見書を提出しました(自民、公明の反対で不採択)。これは全国知事会や全国市長会なども声をあげている「公費投入で構造問題を解決する」という強い要望と一致するものです。減らされてきた公費負担を一兆円増やせば、事実上の人头税である均等割を廃止し、国保料(税)を協会けんぽ並みに引き下げることが可能です。国や県の姿勢が問われます。

公式確認から63年 いまだ救済されない被害者多数 国・県は全ての被害者救済へ責任はたせ

水俣病

山本のぶひろ県議 未認定患者団体と懇談

水俣病公式確認から5月1日で63年。いまだに救済されない水俣病患者が存在し、裁判が続けられています。

山本のぶひろ県議は4月30日、公式確認の日を前に水俣市を訪れ、未認定患者団体「水俣病不知火患者会」の人たちと懇談。被害者の方々からの切実な訴えを伺いました。

原告の75歳の女性は「夜中

就寝中でも引き付けで目が覚める。箸や包丁をしょつちゅう落としたりしている」と告発。また73歳の男性は「特措法を申請して兄は認められたが私は却下。同じ環境で同じ症状なのに」と話しました。地域や出生年の不当な線引きによって被害者を切り捨てる国・環境省のやり方に矛盾と怒りが広がっています。

水俣病事件を考えるシンポに参加

同日夜、水俣病事件について、平成以降の約30年のたたかいを振り返るシンポジウムが開かれ、山本のぶひろ県議も参加しました。

特措法で対象外とされた地域・年代の住民の検診に取り組む高岡滋医師が、「臨床研究から見えてきた水俣病被害の広がり」

と題して記念講演。また被害者団体関係者からの報告がそれぞれ行われました。

この中で、被害者の症状の現れ方は水俣病発生の原因物質であるメチル水銀の暴露の程度によって分かれること、認定審査に不当な判断基準が持ち込まれ、それが大量の被害者切り捨てにつながっていることなどが強調されました。



水俣病事件を考えるシンポジウム＝4月30日、水俣市

上天草市での懇談会にも出席

水俣病の被害は対岸の天草地域にも広がり、多くの住民が裁判の

原告として立ち上がっています。山本のぶひろ県議は5月2日、上天草市の姫戸で開かれた水俣病被害者の皆さんらとの意見交換会に参加し、意見を交わしました。

不当な線引きを改め 沿岸住民の健康調査を

現実に起こっている被害の広がりに向き合わず、救済の範囲を行政の都合で線引きして幕引きをはかろうとしても、最終的

な解決につながることは明らかです。加害者である国や熊本県に求められることは、不知火海沿岸住民を対象とした健康被害調査を行ない、被害の実態に即して償う姿勢にただちに立つことです。



水俣病被害者との懇談であいさつする山本のぶひろ県議(4月30日、水俣市)